

【トンネル】 令和4年度の取組について

県が管理するトンネルについては、5年に1回の頻度で定期点検を実施しており、その結果からトンネル毎の健全度を評価しています。

この結果に基づき、早期に修繕が必要とされる施設(健全度Ⅲ)から優先的に修繕を実施しています。

【施設の概要】

- ◆ 点検対象 : 174箇所 (令和元年度時点)
- ◆ 健全度区分: I ~ IV

健全度	健全度評価の内容
I	利用者に対して影響が及ぶ可能性がないため、措置を必要としない状態。
II	将来的に、利用者に対して影響が及ぶ可能性があるため、監視、又は予防保全の観点から対策を必要とする状態。
III	早晩、利用者に対して影響が及ぶ可能性が高いため、早期に対策を講じる必要がある状態。
IV	利用者に対して影響が及び可能性が高いため、緊急に対策を講じる必要がある状態。

【2巡目点検の結果】

- ・ 令和2年度までの2巡目点検において、健全度IVと判定された箇所はなく、21箇所が健全度Ⅲと判定されています。

2巡目点検の結果

	判定区分			
	I	II	III	IV
施設数	4	39	21	0

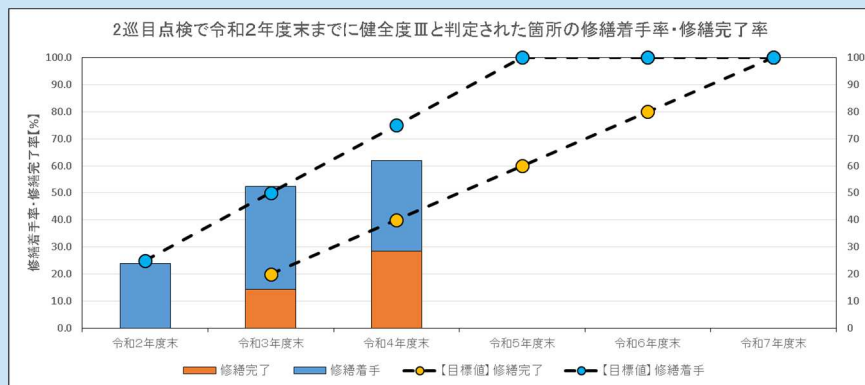
【修繕状況】

- ・ 令和2年度までの2巡目点検で健全度Ⅲと判定された21箇所のうち、令和4年度末時点で61.9%の箇所の修繕に着手しています。

2巡目点検で健全度Ⅲと判定された箇所の修繕状況

R2年度までの2巡目点検健全度Ⅲ橋梁	着手完了	令和4年度末まで	
		施設数	率
21	着手	13	61.9%
	完了	6	28.6%

【年度ごとの修繕着手・完了率(令和4年度末時点)】



【令和4年度の修繕状況】



八丁トンネル(大竹市 小方町 八丁)

【新技術の活用】

- ・ 修繕方針に基づき、令和3年度から令和7年度までに管理する施設の約1割で、新技術を活用した点検を実施することとしている。